

## 【 香美市高等学校等奨学金の受給について 】

ここには、香美市高等学校等奨学金受給にあたっての注意事項などが書かれています。よくお読みのうえ、受給中に下記の各種届出用紙が必要となった場合は、教育振興課学校教育班までご連絡をお願いいたします。

### 《 給付の期間 》

高等学校等の正規の修業年限を限度とします。

ただし、修業年限の定めがない場合は、以下のような期間を限度とします。

定時制… 4年間      通信制… 4年間      専攻科… 2年間      別科… 1年間

※令和5年度は6ヶ月間に限ります。

### 《 給付時期 》

給付月の最終金曜日頃にご指定の口座へ振り込みます。

給付月    9月… 4～8月分      9月以降毎月… 該当月分

※令和5年度は9月に6ヶ月分を一括支給する予定です。

### 《 届け出 》

以下のような場合には、香美市教育委員会へ届け出が必要です。

届け出を怠りますと、給付を取り消される場合もありますのでご注意ください。

事 項	必要な届け	届出様式
新年度も引き続き奨学金を受けようとするとき	香美市高等学校等奨学金現況報告書	様式第6号
既に指定している口座を変更しようとするとき	奨学金振込口座変更届	様式第4号
氏名又は住所を変更したとき	奨学生（保護者）異動届	様式第5号
退学、転学、転籍又は編入学をしようとするとき		
休学又は3ヶ月を超える欠席をしようとするとき		
復学、又はうえの欠席をやめたとき		
保護者の氏名又は住所に変更があったとき		
奨学生が死亡したとき		
奨学金の受給を辞退しようとするとき	辞退届	任意の様式
一時停止された給付の復活を申請しようとするとき	奨学金給付復活申請書	様式第8号

《給付の一時停止》

以下のような場合には、給付が一時停止されます。

- ・休学したとき
- ・その他、給付が不相当であると認められたとき

給付の一時停止の理由がなくなったときは、奨学金の給付を復活します。

復活を申請するときは、「奨学金給付復活申請書」の提出が必要です。

申請書の提出により、復活が適当であると認められたときは、一時停止する理由のなくなった日の属する月から復活します。

《給付の取り消し》

以下のような場合には、給付が取り消されます。

- ・奨学生が死亡したとき
- ・「香美市高等学校等奨学金現況報告書」を、特別な理由なく指定された期限（毎年4月末日）までに提出しないとき
- ・給付を受けることを辞退したとき
- ・給付要件（※参照）を欠いたとき
- ・その他、給付が不相当であると認められたとき

※香美市高等学校等奨学金給付要件

○ 以下の1と2両方に該当すること。

- 1 高等学校等に在学する生徒又は学生であって、保護者が香美市内に居住している。
- 2 次に掲げるいずれかに該当する。
  - ア 前年度に生活保護を受けた世帯である
  - イ 前年度に市民税が世帯員全員非課税の世帯である
  - ウ 前年度に市民税の減免を世帯員全員が受けた世帯である
  - エ 当該年度の収入が生活保護法の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍以下である

◆ お問い合わせ等は以下までお願いいたします。

〒782-8501

香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

香美市教育委員会

教育振興課学校教育班

TEL 53-1081 (直通)